

通年雇用 助成金制度



北海道、東北地方など、気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者を冬期間も離職させず、継続して雇用した指定業種の事業主の方に助成金を支給します

Q 対象事業主とは

北海道・東北などの指定地域で「指定業種（裏面参照）」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方。

Q 対象労働者とは

令和6年9月16日以前から雇用され、令和7年1月31日において雇用保険特例一時金の受給資格を得て支給を受けることが見込まれている季節労働者。（一定の要件があります）

65歳以上の季節労働者も申請対象労働者とすることができます。

Q 助成の対象経費とは

令和6年12月16日から令和7年3月15日（以下「対象期間」）の間に継続雇用し、令和7年12月15日まで継続して雇用することが見込まれるとき、支払った賃金（賞与含む）の額に応じて一部助成が行なわれます。

Q 支給される助成額とは

対象労働者1名につき、継続して3回まで支給されます。（毎年届出が必要です）

新規継続労働者（1年目）

対象期間中の支払賃金額の

2/3 の額

（71万円を限度）

継続労働者（2年目）

対象期間中の支払賃金額の

1/2 の額

（54万円を限度）

再継続労働者（3年目）

対象期間中の支払賃金額の

1/2 の額

（54万円を限度）

※次のいずれかに該当する者は、本助成金の対象となりません。

① 季節的業務に直接従事していない労働者（管理監督者、事務員など） ② 遠隔地への出稼ぎ労働者（出稼ぎ就労を常態とする）

恵庭市通年雇用促進協議会

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地恵庭市経済部商工労働課内

TEL:0123(33)3131 (内線3334) FAX:0123(33)3137 e-mail:eniwa-kisetsu@amail.plala.or.jp



裏面を御覧下さい

助成の対象となる指定業種

令和6年9月16日以前から申請企業に季節労働者として雇用され、令和7年1月31日現在において雇用保険の短期雇用特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方を申請対象者としてします。

- ①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く)の製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」・「建具製造業」・「鉄骨製造業」・「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」・「金属製サッシ・ドア製造業」・「鉄骨系プレハブ住宅製造業」・「建設用金属製品製造業(サッシ・ドア・建築用金物を除く)」・「畳製造業」 ⑪農業(畜産農業および畜産サービス業を除く)をいいます。

通年雇用助成金制度には、次のような助成制度があります

賃金助成	事業所内就業助成	季節労働者を冬期間も継続して同一の事業所で就労させた場合
	事業所外就業助成	季節労働者を在籍出向等により、他の事業所で就業させて冬期間も継続雇用した場合
経費助成	休業助成	季節労働者を冬期間も継続して雇用し、期間中一時的に休業させ休業手当を支給した場合
	業務転換助成	季節労働者を季節的業務以外の業務に転換し、継続して雇用した場合
経費助成	移動就労経費助成	指定地域以外へ移動し季節労働者を就業させた場合、移動に要した交通費などを助成
	職業訓練助成	冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合、訓練の経費を助成
	新分野進出助成	季節労働者を通年雇用化するために、新たに季節的影響のない業種の事業所を設置・整備した場合、設置・整備に要した経費を助成

申請する助成によって提出書類が異なりますので、事前にハローワークまでお問い合わせ下さい

通年雇用助成金申請手続きの流れ

① 通年雇用届の提出

受付期間 令和6年12月16日～
令和7年1月31日

通年雇用届等をハローワークに提出してください。通年雇用届等の書類は厚生労働省のHPよりダウンロードすることができます。

【申請に必要な添付書類】

- ①通年雇用届 (通様式第1号)
- ②対象労働者申告書 (通様式第2号)
- ③継続雇用労働者名簿 (通様式第3号)
(初めて利用する場合または3年度以上利用がなかった場合のみ)
- ④対象期間内の工事〈生産〉見込証明書
および確認書類〈請負契約書、注文書等〉
- ⑤建設業法または採石業法に基づく登録証
〈登録している場合〉
- ⑥労働者名簿または雇用契約書〈対象労働者分〉
(初めて利用する場合または3年度以上利用がなかった場合は
12月15日現在在籍するすべての労働者分)
- ⑦出勤簿〈新規継続労働者分〉
- ⑧賃金台帳〈新規継続労働者分〉

申請する助成によって提出書類が異なりますので、事前にハローワークまでお問い合わせ下さい

② 通年雇用助成金支給申請書の提出

受付期間 令和6年3月16日～
令和7年6月15日

令和6年12月16日～令和7年3月15日までの間、申請対象の季節労働者が就労したことを証明する書類と、通年雇用助成金支給申請書をハローワークに提出してください。

【申請に必要な添付書類】

- ①支給申請書 (通様式第4号)
- ②対象労働者申告書〈支給申請書添付〉 (通様式第5号)
- ③継続雇用労働者名簿 (通様式第3号)
- ④支給要件確認申立書 (共通要領通様式第1号)
- ⑤支払方法・受取人住所届〈登録済みの口座を指定する場合は不要〉
- ⑥労働者名簿または雇用契約書
(3月15日現在在籍するすべての労働者分)
- ⑦出勤簿〈対象労働者の1～3月分、継続雇用労働者の3月分〉
- ⑧賃金台帳〈対象労働者の1～3月分〉
- ⑨工事に関する請求書等および通帳の写し
(通年雇用届出時に契約書等を提出できなかった場合)

③ 通年雇用助成金の支給

支給申請書を受理してから2～3カ月ほどで、北海道労働局から支給されます。

※同一の目的で他の助成金制度を利用した場合、制度によってはご利用できないこともありますので、事前にハローワークまでお問い合わせください。



支給対象労働者の算定式

$$\text{支給対象労働者数} = \text{申請対象労働者数} - \left(\text{基礎数}^* - \text{令和7年3月15日現在の継続雇用労働者数} \right)$$

*基礎数=常用労働者として雇用すべき人数

通年雇用助成金の詳しくは **ハローワーク千歳 ☎0123(24)2177**
(千歳公共職業安定所)までお問い合わせください (部門コード 32#)

出典：通年雇用助成金制度その利用の仕方(厚生労働省職業安定局)
通年雇用助成金のご案内(厚生労働省職業安定局)
通年雇用助成金の手続き(千歳公共職業安定所)

恵庭市通年雇用促進協議会

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地恵庭市経済部商工労働課内
TEL:0123(33)3131 (内線3334) FAX:0123(33)3137 e-mail:eniwa-kisetsu@amail.plala.or.jp

